住民の皆さまへ

松本広域連合

職員の懲戒処分について

職員に対して地方公務員法に基づく懲戒処分等を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申しあげます。

記

- 1 被処分者署長補佐 50代 男性
- 2 処分内容

戒告

地方公務員法第30条、第33条及び第35条に違反する行為であり、同法 第29条第1項各号に該当する。

3 非違行為の内容

消防職員が、勤務時間中に、マッチングアプリで知り合った女性と携帯電話で、私的な行為を繰り返し、職場等の不適切な画像を送付したものです。

当該職員の行為は、職務専念義務違反であり、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、厳正に処分するものです。

4 管理監督責任

消防署長 厳重注意

- 5 処分日 令和6年11月1日
- 6 今後の対応

法令等の遵守、服務規律の確保について全職員に徹底を図るとともに、コンプライアンス等の研修を開催し、再発防止に取り組んでまいります。

【問合せ先】

消防局総務課 ™0263-25-0119